関係各課所長 殿

技術·建設業課長 (公印省略)

「工事一時中止に係るガイドライン」の改訂について

上記件について、令和3年1月6日付け土技第1342号で通知した「工事一時中止に係るガイドライン」添付「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」について、土木工事標準積算基準書「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」の記載内容と錯誤があるため改訂、通知します。

なお、令和2年12月1日付け土技第1231号で通知した「工事における工期の延長等に伴 う増加費用の積算方法について(通知)」については廃止する。

一記一

※主な改訂内容

1. 工期延長に伴う現場維持等に要する費用の算定

改正前: J:対象額(工期延長時点の契約上の純工事費)

改正後: J:対象額(工期延長時点の契約上の現場管理費対象純工事費)

2.「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」について土木工事標準積算基準書に掲載があり、文言など錯誤があるため「工事一時中止に係るガイドライン(令和2年5月14日付け土技第212号)」参考資料の添付、下記資料を削除。

【別紙】

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法【港湾・空港事業を除く】」

【問合せ先】

技術·建設業課 技術管理班

TEL: 098-866-2374 (IP: 3469)

E-mail: aa060119@pref.okinawa.lg.jp

「工事一時中止に係るガイドライン」

令和4年3月

沖縄県 土木建築部

この「工事一時中止に係るガイドライン」は、沖縄県土木建築部の所掌する工事請負契約(営 **繕工事除く**)に適用するものである。

沖縄県土木建築部 技術·建設業課 技術管理班

目 次

	ガイドライン策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	工事の一時中止に係る基本フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3.	発注者の中止指示義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	工事を中止すべき場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	中止の指示・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	基本計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7.	工期短縮計画書の作成 <mark>【港湾・空港事業を除く】</mark> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
8. 🕏	青負代金額又は工期の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	・請負代金額の変更
	・工期の変更
	増加費用の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
	(1) 本体工事施工中に中止した場合 <u>【港湾・空港事業を除く】</u> ・・・・・・・・・ 9
	(2) 本体工事施工中に中止した場合 <u>【対象:港湾·空港事業のみ】</u> ·······13
	(3) 工期短縮を行った場合 <u>【港湾・空港事業を除く】</u> ・・・・・・・・・・・・・ 17
((4) 契約後準備工着手前に中止した場合・・・・・・・・・・・・・・・ 18
	(5) 準備工期間に中止した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・19
10.	増加費用の設計書及び事務処理上の扱い ・・・・・・・・・・・・ 20
	設計書における取扱い
•	事務処理上の取扱い
11.	工期の延長に伴う増加費用の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・21
(1) 工事一時中止の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(2) 工期延長に伴う増加費用の事例【 <u>港湾・空港事業を除く</u> 】・・・・・・・・・22
(3) 全体中止と部分中止の積算内容の違い【対象:港湾·空港事業のみ】・・・・23
参考	青資料 ······ 24~
•	工事請負契約約款(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」による積算に・・29
	あたっての留意点
	(工事請負契約書第19条に関する留意点)【 <u>港湾・空港事業を除く】</u>
•	□ 増加費用の費目と内容【対象:港湾・空港事業のみ】・・・・・・・・・・・・・・・・34

1.ガイドライン策定の背景

◆ 工事発注の基本的考え方

○ 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆ 工事発注の現状

○ 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めていると ころであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合において もやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆ 現状における課題

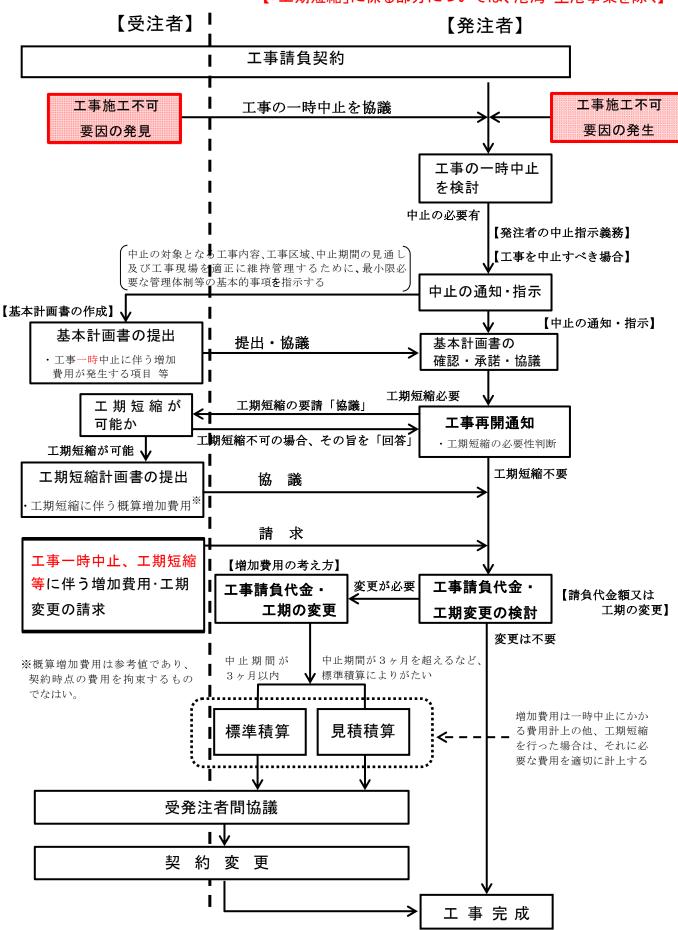
- 各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ ガイドラインの策定

- 本ガイドラインは、沖縄県土木建築部の所掌する工事請負契約(<mark>営繕工事除く</mark>) に適用するものであり、工事一時中止の運用が受発注者の共通認識のもとで円滑 に運用されるよう、その考え方や手続き方法等についてとりまとめたものであ る。
- 令和3年1月の改定では、土木工事(港湾・空港事業を除く。)を対象に、令和2年12月1日付け土技第1231号で通知した「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について(通知)」の考え方を追加した。なお、令和2年8月31日までに予算執行伺いを決裁した土木工事(港湾・空港事業を除く)については、従前の「工事一時中止に係るガイドライン(令和2年5月14日付け土技第212号)」を適用願います。
- 令和4年3月の改定では、別紙「工事における工期の延長等に伴う増加費用の 積算方法」について、土木工事標準積算基準書に掲載があり、文言など錯誤が あるため参考資料の添付から削除。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

【「工期短縮」に係る部分については、港湾・空港事業を除く】



3.発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を通知する。

【関係法令:契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

- ◇ 受注者の帰責事由によらずに工事の 施工ができないと認められる場合
- ◇ 受注者は、工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となる
- このような場合に発注者が工事を中 止させなければ、中止に伴い必要とさ れる工期又は請負代金額の変更は 行われず、負担を受注者が負うことと なる

◇ 発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



- ◇ 工事請負契約書第16条に規定する 発注者の工事用地等確保の義務、第 18条に規定する施工条件の変化等 における手続と関連する
- ◇ このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる
- 注)工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。
 - 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
 - ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル:国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、工事請負契約書(受注者の解除権)第51条を準拠して、「延期期間が当初工期 の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

<ポイント>

適切な工事一時中止の指示は、「発注者の義務」です

4.工事を中止すべき場合

- ◆ 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令:契約書第20条】
- ◆ 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部 の施工を一時中止することができる。
 - ※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。
 - ① 工事用地等の確保ができない等 のため工事を施工できない場合
 - 発注者の義務である工事用地 等の確保が行われないため(工 事請負契約書第16条)施工で きない場合
 - 設計図書と実際の施工条件の 相違又は設計図書の不備が発 見されたため(工事請負契約書 第18条)施工を続けることが不 可能な場合・・・等

- ② 自然的又は人為的な事象のため 工事を施工できない場合
- ○「自然的又は人為的事象」は、 埋蔵文化財の発掘又は調査、 反対運動等の妨害活動も含ま れる
- ○「工事現場の状態の変動」は、 地形等の物理的な変動だけで なく、妨害活動を行う者による工 事現場の占拠や著しい威嚇行 為も含まれる

5.中止の指示・通知

◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止 期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令:契約書第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇ 発注者は、「必要があると認められる」と きは、任意に工事を中止することができ る【関係法令:契約書第20条】
 - ※「必要があると認められる」か否か、中 止すべき工事の範囲、中止期間につい ては発注者の判断
- ◇ 発注者が工事を中止させることができる のは工事の完成前に限られる

受注者による中止事案の確認請求

◇ 受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる

工事の中止期間

- ◇ 発注者は、中止期間が満了したときは、 工事の再開を通知することとなるが、通 常、中止の通知時点では中止期間が確 定的でないことが多い
- ◇ このような場合、発注者は、工事中止の 原因となっている事案の解決にどのくら い時間を要するか実現可能な計画を立 て、工事を再開できる時期を通知する必 要がある
- ◇ そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を通知しなければならない
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を 指示したときから一時中止の事象が終 了し、受注者が工事現場に入り作業を 開始できると認められる状態になったと きまでとなる

<ポイント>

中止・再開も書面により通知する必要があります

6.基本計画書の作成

◆ 工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する 基本計画書を発注者に提出し、協議する。

【土木工事共通仕様書第1編1-1-1-14】

※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場 の維持・管理は必要であることから、基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇ 基本計画書作成の目的
- ◇ 中止時点における工事の出来形、職員 の体制、労働者数、搬入材料及び建設 機械器具等の確認に関すること
- ◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と 再開に関すること
- ◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的 事項
- ◇ 工事再開に向けた方策
- ◇ 工事一時中止に伴う増加費用*が 発生する項目
- ◇ 基本計画書に変更が生じた場合の 手続き
- ※ 一部一時中止の場合には、増加費用が 発生する項目の記載は省略できる

管理責任

- ◇ 中止した工事現場の管理責任は、受注 者に属するものとする
- ◇ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする

<ポイント>

一時中止期間中も受注者の立場・責任 は変わりません

基本計画書によって中止の内容を受発 注者間で確認します

- ・ 「工事再開に向けた方策」については、一時中止期間の見通しが明確でない場合は、工事を円滑に再開できるように講じる方策、体制の確保等について記載する
- 基本計画書に記載する「増加費用 が発生する項目」は目安であり、現 場条件の変更等により最終的な項 目と異なる場合がある
- ・ 基本計画書の内容に変更が生じる 場合は、変更内容を受発注者間で協 議調整し、調整結果を工事打合せ簿 で確認するとともに、受注者は変更 基本計画書を作成し、発注者に提出 するものとする

7. 工期短縮計画書の作成

【港湾・空港事業を除く】

- ◆ 発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆ 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する 工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆ 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、 双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇ 工期短縮に必要となる施工計画、安全 衛生計画等に関すること
- ◇ 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関 すること
- ◇ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期・請負代金額の変更

- ◇ 受注者は、発注者からの承諾を受けた 工期短縮計画にのっとり施工を実施し、 受発注者間で協議した工程の遵守に 努める
- ◇ 工期短縮に伴う増加費用については、 工期短縮計画書に基づき設計変更を 行う

8.請負代金額又は工期の変更

- ◆ 工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
- ※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。
- ◇ 中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等の 例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- ◇ 発注者は、工事の施工を中止させた 場合に請負代金額の変更では填補 し得ない受注者の増加費用、損害を 負担しなければならない。
- ◇ 増加費用
 - 工事用地等を確保しなかった場合
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条 件の事情変更により生じたもの
- ◇ 損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じた もの
 - 事情変更により生じたもの

工期の変更

- ◇ 工期の変更期間は、原則、工事を 中止した期間が妥当である。
- ◇ 地震、災害等の場合は、取片付け 期間や復興期間に長期を要する 場合もある。
- ◇ このことから、取片付け期間や復興に 要した期間を含めて工期延期すること も可能である。

9. 増加費用の考え方

(1)本工事施工中に中止した場合

【港湾・空港事業を除く】

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、<mark>工期延長に</mark>伴う<u>増加費用等について受注者から請求があった</u> 場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は下記のとする。
 - 工事現場の維持に要する費用
 - 工事体制の縮小に要する費用
 - 工事の再開準備に要する費用
 - 中止により工期延期となる場合の費用
 - 工期短縮を行った場合の費用

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 工期延長に伴い工事現場を維持し又は 工事の続行に備えて機械器具、労務者 又は技術職員を保持するために必要と される費用等
- ◇ 工期延長に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用(一般管理費等)

工事体制の縮小に要する費用

◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者、現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

◇ 工期延期となることにより追加で生じる 社員等給与、現場事務所費用、材料の 保管費用、仮設諸機材の損料等に要 する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇ 工期短縮の要因が発注者に起因する 場合、自然条件(災害等含む)に起因 する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇ 工期短縮の要因が受注者に起因する 場合は増加費用を見込まないものとする

工事の再開準備に要する費用

◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等

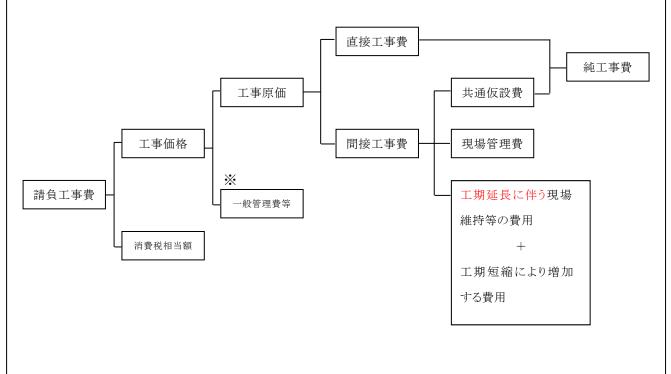
※ 本工事とは、工事目的物又は仮設に係る 工事

■中止に伴う増加費用の算定 【港湾・空港事業を除く】

- ◆ 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に基づき実施した結果、<u>必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で</u>協議して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長に要した費目の内容について積 算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆ <u>工期延長</u>に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経 費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇ 工期延長に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の<u>間接工事費</u>の中で計上 し、一般管理費等の対象とする。



※工期延長に伴う本支店における増加費用を含む

【港湾・空港事業を除く】

標準積算により算定する場合、工期延長に伴う現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

積上げ項目

○ 直接工事費、材料費、労務費、水道 光熱電力等料金、機械経費、仮設 費、事業損失防止施設費、技術管 理費等(【「工事における工期の延長等に 伴う増加費用の積算方法」12.工期延長等 に伴う現場維持等に要する費用(標準積 算)】による)

率で計上する項目

【「工事における工期の延長等に伴う増加 費用の積算方法」12.工期延長等に伴う現 場維持等に要する費用(標準積算)】による

■増加費用の積算 【港湾・空港事業を除く】

- ◆ 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
- 注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工期延長に伴う現場維持等に要する費用の算定は,以下の式により算出する。

◇ 工期延長に伴う現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)G

 $= dg \times J + \alpha$

G: 工期延長に伴う現場維持等の費用(単位 円 1,000円未満切り捨て) dg

:工期延長に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(工期延長時点の契約上の現場管理費対象純工事費)

(単位 円 1,000円未満切り捨て)

α:積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

工期延長に係る現場経費率(dg)

 $dg = A\{(J/(a \times J^b + N))^B - (J/(a \times J^b))^B\} + (N \times R \times 100)/J$

N:工期延長日数(日)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(十木一般世話役)

A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表-1、別表

◇ 土木工事標準積算基準書における入力項目

J: 工期延長時点の契約上の現場管理費対象純工事費 N: 工期延長日数 α: 積上げ費用

現場管理費対象純丁事費

現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、土木工事標準積算基準書「2.共通 仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(二)」及び「2.共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象」を参照。

9. 増加費用の考え方

(2) 本工事施工中に中止した場合 【対象:港湾・空港事業のみ】

■増加費用の範囲

- ◆ 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う<u>増加費用等について受注者から請求があった場合</u>に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し 又は工事の続行に備えて機械器具、 労務者又は技術職員を保持するために 必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために 必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

◇ 中止時点における工事体制から中止 した工事現場の維持体制にまで体制 を縮小するため、不要となった機械機 器具、労務者、技術職員の配置転換 に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる 体制にするため、工事現場に再投入さ れる機械機器具、労務者、技術職員の 転入に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

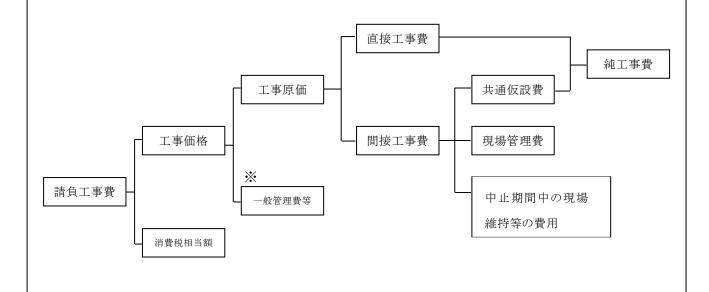
- ◇ 工期延期となることにより追加で生じる 社員等給与、現場事務所費用、材料の 保管費用、仮設諸機材の損料等に要 する費用等
- ※ 本工事とは、工事目的物又は仮設に係る 工事

■中止に伴う増加費用の算定 【対象:港湾・空港事業のみ】

- ◆ 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、<u>必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して</u>行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆ 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に 係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇ 中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般 管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する 内容は、積上げ項目及び率項目とする。

積上げ項目

- ◇ 直接工事費、船舶回航費、仮設費及 び事業損失防止施設費における材料 費、労務費、水道光熱電力等料金、 船舶及び機械経費で現場維持等に 要する費用
 - 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
 - 直接工事費(仮設費を含む)及び 事業損失防止施設費における項 目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇ 運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事 現場外への搬出又は工事現場へ の再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇ 安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に要する費用
 - ※ 保安施設、保安要員の費用及び 火薬庫、火工品庫の保安管理に 要する費用
- ◇ 役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等 に要する費用、電力及び用水等 の基本料金
- ◇ 営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労働者宿舎、監督 員詰所及び火薬庫等の営繕損料 に要する費用
- ◇ 現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用
- ※ 現場搬入済みの機械及び仮設材料等の存置の必要性については、円滑な工事再開が図られるよう、存置費用、搬出費及び再搬入費との比較のほか、当該地域における 資機材の需給状況等に留意すること
- 注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
 - 標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の積算 【対象:港湾・空港事業のみ】

- ◆ 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象注)に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。ただし、中止期間3ヶ月*以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合及び道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
- ※ 標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。
- ※ 見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積) を徴収する。
- 注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

1. 工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

※ 空港事業を除く

◇ 中止期間中の現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)

 $G = dg \times J + \alpha$

G:中止期間中の現場維持等の費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

dg:一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て)

α:積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

 $dg = A\{(J/(a \times J^b + N))^B - (J/(a \times J^b))^B\} + (N \times R \times 100)/J$

N:一時中止日数(日)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

 $A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数 (別表-1、別表-2、別表-3)

◇ 土木工事標準積算基準書、空港請負工事積算基準、港湾請負工事積算基準における 入力項目

J:一時中止時点の契約上の純工事費 N:一時中止日数 α:積上げ費用

(3) 工期短縮を行った場合 (当初設計から施工条件の変更がない場合) 【港湾・空港事業を除く】

■増加費用の範囲

- ◆ 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】 例)工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ◆ 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】 例)工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ◆ 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの・・・【増加費用を見込む】
 - 例) 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
 - 例)自然災害で被災*を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初 工期のまま施行する場合
 - ※災害による損害については、工事請負契約書第30条(不可抗力による損害) に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目事例

- ◇ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の 手間に要する費用
- ◇ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用
- ◇ その他、必要と思われる費用 ※増加費用の内訳については、受発注者間で協議する

(4)契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が 未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した 場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

当初契約工期

契約締結

施工計画 作成期間	準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
--------------	-------	---------	--------

変更契約工期

契約締結

施工計画作成期間	中止期間 準備工期間	本工事施工期間	後片付け期間
----------	-------------	---------	--------

◇ 基本計画書の作成

- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地 等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を 記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る

◇増加費用

○ 一時中止に伴う増加費用は計上しない

(5)準備工期間に中止した場合

- ◆ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前 の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の 一時中止を受注者に通知する。

当初契約工期					
契約締結					
施工計画作成期間	準備工期間	本工事施工期間		後片付け期間	
4		変更契	約工期		
契約締結					
施工計画作成期間	中止期間	準備工期間	中止期間	本工事施工期間	後片付け期間

◇ 基本計画書の作成

○ 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に 必要に応じて増加費用が発生する項目を記載した上で、その内容について発注者と 協議し同意を得る

◇ 増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する
- 増加費用(<u>※港湾・空港事業を除く</u>)の範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事 体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期とな る場合の費用、工期短縮を行った場合の費用 想定される
- <u>※港湾・空港事業での</u>増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- 工期延長(※港湾・空港事業では、「中止期間中」とする。)に伴う増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して決定する

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆ 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「工期延期に伴う(※港湾・空港事業では、「中 止期間中の」とする。) 現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆ 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、改定契約する ものとする。
- ◆ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者間で協議して行う。

11.工期の延長(<u>**港湾・空港事業では、「工事一時中止」とする。</u>) に伴う増加費用の 取扱いについて

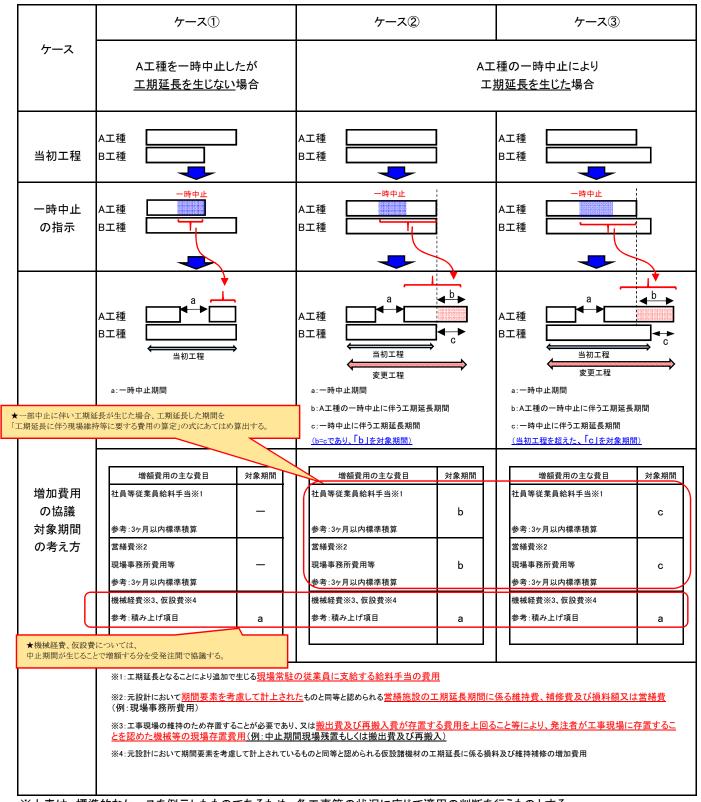
(1)工事一時中止の区分

	全部一時中止 (工事全体の全体)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が 施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所 を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない。 (書面により明確となっていること)	工事施工期間は専任が必要。
受注者が契約解除 できる時期 (エ事請負契約書 <mark>第51条</mark>)	中止期間が工期の10分の5を超える とき。 (工期の10分の5が6月を超えるときは、 6月)	中止部分を除いた他の部分の工事が 完了した後、3月を経過しても、なおそ の中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間に ついて工期延期する。

(2)工期延長に伴う増加費用の事例

増加費用の協議対象期間(例)

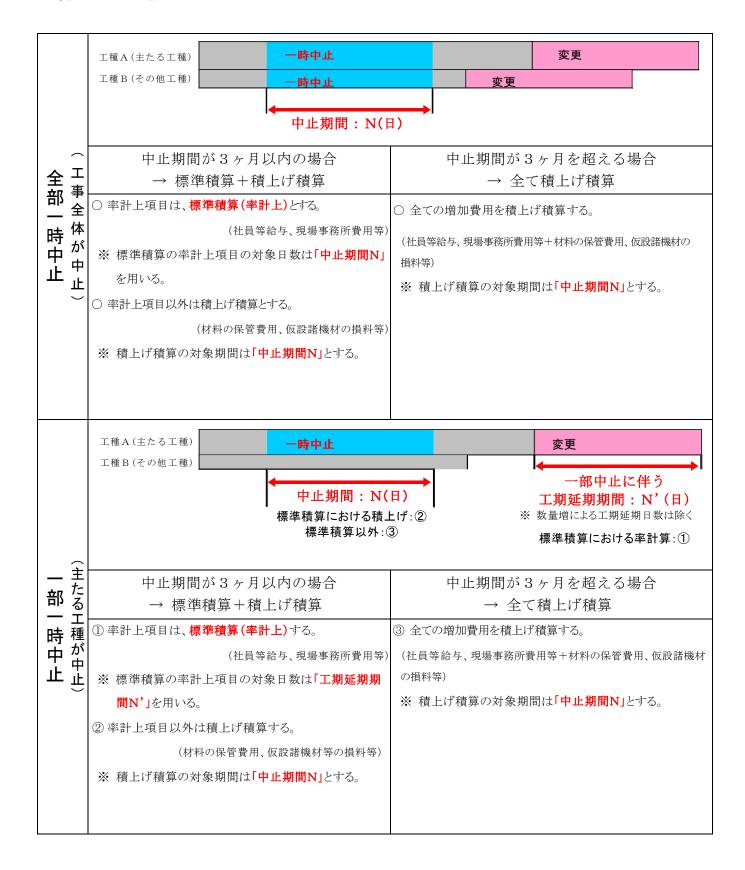
【港湾・空港事業を除く】



- ◆増加費用の各構成費目は、**原則として、工期延長に要した費目の内容について積算**するものとし、再開以降の 工事に かかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- ◆工期延長に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に 追加計上し、設計変更を行うものとする。

(3)全体中止と部分中止の積算内容の違い 【対象:港湾・空港事業のみ】

■算定方法の違い



参考資料

建設工事請負契約書

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事 用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、 工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者 の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は 修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

- **第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこ
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したと きは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じ ない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められると きは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注 者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変 動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ち に受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に 請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

【港湾・空港事業を除く】

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」による**積算にあたっての留意点** (工事請負契約書第19条に関する留意点)

1 対象工事

発注者が、工事請負契約書第 19 条により必要があると認め、設計図書*1の変更を行い、 工期を延長する工事とする。

ただし、工事請負契約書第 19 条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を 伴う工期の延長を行う工事を除くものとする。

対象となる工事例

・現場説明における条件明示(工程関係)に、工程に影響がある制限時期、特定された条件が記載されており、その内容に変更が生じた場合で、発注者が、工期延長の必要があると 認めるとき

以下の場合は、対象外となります。

- ・<u>工事契約書第 18 条第 1 項に基づく請求</u>に伴い、<u>設計図書の変更</u>を行い、工期を変更した場合
- ・工事契約書第22条に基づく受注者からの工期延長請求により、工期を変更した場合

2 増加費用の算定

増加費用の算定は、土木工事標準積算基準書、及び「工事における工期の延長等に伴う増加 費用の積算方法」によるものとする。

3 その他

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」を適切に運用できるように、工期に影響する事項については、必ず現場説明における条件明示に記載してください。(現場説明における条件明示に記載していないと、設計図書の変更を伴わないため、工事請負契約書第19条に基づく工期延長を行うことはできません。)

※1 仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書、工事数量総括表

参考 工事請負契約書

(条件変更等)

- **第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したと きは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じ ない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められると きは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責め に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示 した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

様式 3	
	現場説明における条件明示
特記事項	内 A
	【工程関係】
	1.他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の
	内容、開始又は完了の時期。
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。
	4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範
	国 。
	5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。
	6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の
33	移設が予定されている場合は、その移設期間。
	★★↑確認後、この行は削除↑★★
1. 工程関係	1 (上記を参考に記載)
	★★ ↓確認後、この行は削除↓ ★★ 『田地間な 』
	%。
	3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
	4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その
	場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
	★★↑確認後、この行は削除↑★★
2. 用地関係	1 (上記を参考に記載)
	2
	8
	And the state of t

比部土木事務所

■増加費用の費目と内容 【対象:港湾・空港事業のみ】

増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の 材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

- ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の 材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該 材料の運搬費
- ③ 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る 損料額及び補修費用

口 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、原則として計上しない。 ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべ き特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた 場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは 受発注者協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等 に要する費用

二 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転 費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

- ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注 者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に 要する費用(補助労力を含む。)
- ③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用 へ 運搬費
 - ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に 計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一 定の範囲から工事現場に再搬入する費用
 - ② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工 事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注 者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備 作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発 注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備 費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において 期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止 期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた 安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に 準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者 協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認 められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用
- ②中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまで の間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐 する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された 労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため 転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者 とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工 事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確 認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専 従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

夕 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2)本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3)消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用